

病気やけがをしたとき 安心して医療が受けられる

病気やけがなどをしてしまったとき、費用負担が軽くすむように、日本では、国民誰もが公的な医療保険制度に加入することになっています。

ここではその中から国民健康保険と後期高齢者医療制度について紹介します。さまざまな給付や助成制度などを知り、必要な時に利用できるようにしましょう。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入する人

国民健康保険と後期高齢者医療制度は、それぞれ次のような人が加入します。

■国民健康保険(以下“国保”)

▶退職して職場の健康保険などをやめた人 ▶自営業の人 ▶農業、漁業に従事している人 ▶パート、アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人 ▶外国籍で住民登録をしていて、日本に3か月を超えて滞在することが見込まれる人

※加入・脱退には届け出が必要です。職場の健康保険などをやめたとき、子どもが生まれたときなどは14日以内に届け出をしてください

一、アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人 ▶外国籍で住民登録をしていて、日本に3か月を超えて滞在することが見込まれる人

◆表1 国保(70歳以上)または後期高齢者医療制度加入者の自己負担割合

課税所得(市・県民税)	総収入(複数世帯は合算)	申請	窓口での負担割合	所得区分	
145万円以上	単身世帯	383万円以上	不要	3割	現役並み所得者
		383万円未満	必要	1割	一般
	複数世帯	520万円以上	不要	3割	現役並み所得者
		520万円未満	必要	1割	一般
145万円未満	-	-	不要	1割	所得に応じて課税世帯………一般 非課税世帯………低所得者Ⅱ・Ⅰ

◆表2 年齢・所得区分ごとの高額療養費自己負担限度額

所得区分	70歳未満のみの世帯		70歳未満と高齢受給者の世帯合計	
			多数回該当	
① 上位所得者	15万円 + (医療費 - 50万円) × 1%		8万3,400円	
② 一般	8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1%		4万4,400円	
③ 低所得者(非課税世帯)	3万5,400円		2万4,600円	

所得区分	70~74歳(高齢受給者)と75歳以上の人		
	外来	世帯単位(入院を含む)	
④ 現役並み所得者(3割負担)	4万4,400円	8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1% →多数回該当 4万4,400円	
⑤ 一般	1万2,000円	4万4,400円	
⑥ 低所得者(非課税世帯)	8,000円	低所得Ⅱ	2万4,600円
		低所得Ⅰ	1万5,000円

※表2の多数回該当とは、過去12か月の間に、一つの世帯で4回以上高額療養費の支給を受けている場合をいいます。4回目以降の限度額は、記載の金額に引き下げられます

■後期高齢者医療制度

▶75歳以上の人 ▶広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満の一定の障害がある人

※75歳以上の方は、誕生日に自動的に切り替わるので、届け出は必要ありません

病気やけがで受診するときの自己負担は1割~3割

病気やけがをしたとき、医療機関の窓口で保険証を提示すると、年齢や所得に応じた次のような自己負担(医療費の1割~3割)で受診できます。

■自己負担割合

▶就学前の子ども…2割 ▶小学生以上70歳未満の人…3割
▶70歳以上75歳未満の人…1割(26年4月からは2割に変更予定)
▶70歳以上75歳未満の現役並み所得者…3割 ▶75歳以上の人…1割(現役並み所得者は3割)

中学校修了までは、八千代市子ども医療費助成制度の対象になります(小学4年生~中学3年生は入院医療費のみ)。詳しくは、元氣子ども課へ。

70歳以上の人の自己負担割合は表1の通りです。窓口での自己負担割合が3割の人でも、基準収入額適用申請をすることで1割負担になる場合があります。同じ世帯に国保(70歳以上)または後期高齢者医療制度の加入者が一人の場合は単身世帯、二人以上の場合は複数世帯になります。75歳以上の単身世帯で、総収入が383万円以上ある場合でも、条件によっては1割負担になる場合があります。詳しくは長寿支援課へ。

こんなときは、
こんな手続き

高額な診療が見込まれるとき

●限度額適用認定証の交付申請を
事前に担当課で認定証の交付を受け、医療機関に提示すれば、窓口負担が表2の通り軽減されます。基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯が①の上位所得者になります。所得の申告がない場合も①とみなされます。

①②の人/限度額適用認定証の交付申請をしてください。③⑥の人/限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請をしてください。入院時の食事代も減額になります。④⑤の人/申請は必要ありません。保険証の提示で限度額までの支払いとなります。

●認定証を持っている人は 有効期限は7月31日(水)。国保加入者で、継続して認定証が必要な人は、更新手続きをしてください。後期高齢者医療制度で引き続き該当する場合は、自動で更新されます。

医療費が高額になったとき

●高額療養費の申請を 1か月に医療機関の窓口で支払った医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分を「高額療養費」として支給します。該当者には、受診した月の約2か月後に通知を送付しますので、申請してください。※自己負担限度額は、表2の通りです

●高額医療・高額介護合算療養費

指定ごみ袋は景品などの取扱いはできません

ごみを処理する際の経費の一部は、市の指定ごみ袋の代金で賄っています。手数料徴収(有料)にしたことで、市民の皆さんにエコノミー・エコロジー

の意識が芽生え、ごみを出さないようにする工夫をいただいています。最近、古紙回収などの交換品として指定ごみ袋が使用されています。ごみ減量を推進するため、値引き販売や配布は、市の条例に違反することになりますので、景品などの扱いを見かけた場合は、クリーン推進課へご連絡ください。

コース	7月の資源物・ごみ収集日	該当地域	指定袋使用			資源物		コース	該当地域	不燃ごみ	可燃ごみ	資源物	紙類	
			不燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	紙類	紙類							
1	0120(84)530 フリーダイヤル(1)530 不燃ごみ専用電話	大和田(成田街道南側)、萱田町(成田街道南側)、村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側)、大和田新田(県道幕張八千代線より東側)、高津(県道幕張八千代線より東側)	2 第1火	16 第3火	月・水・金 15日は収集あり	木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	4 第1木	18 第3木	月・水・金 15日は収集あり	火	土
		2 八千代台北	9 第2火	23 第4火	火・木・土 15日は休み	金	月 15日は休み		10 高津(県道幕張八千代線より西側)、高津東大和田新田(100・200番台の成田街道南側)	11 第2木	25 第4木	火・木・土	水	月 15日は休み
		3 八千代台西、八千代台南	16 第3火	2 第1火					11 高津団地、大和田新田(1~99番台の成田街道南側)	18 第3木	4 第1木			
		4 八千代台東	23 第4火	9 第2火					12 大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目	25 第4木	11 第2木			
		5 上高野	3 第1水	17 第3水					13 勝田台	5 第1金	19 第3金			
		6 村上団地	10 第2水	24 第4水	14 勝田台南、勝田、ゆりのき台3~8丁目、麦丸萱田町(東葉高速線北側)、萱田(東葉高速線北側)	12 第2金	26 第4金							
		7 村上(新川の東側)下市場、村上南、勝田台北	17 第3水	3 第1水	15 大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目	19 第3金	5 第1金							
		8 神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀ノ内	24 第4水	10 第2水	16 大学町、真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納	26 第4金	12 第2金							

◆お問い合わせは、クリーン推進課(483)1151または清掃センター(483)4521へ